

ハンコ文化からデジタル署名化へ、電子署名利用のための法律

Barnes & Thornburg LLP



日系企業グループ
パートナー弁護士
山本 真理



弁護士
前田 千尋



弁護士
大石 裕太

Barnes & Thornburg LLP

米国で事業展開する日系企業とその親会社に対して様々な法務サービスを提供する総合法律事務所です。日常の法務のみならず社内教育などの法務ソリューションも提供しています。以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

One North Wacker Dr., Suite 4400
Chicago, IL 60606
Website: www.btllaw.com

連絡先

日系企業グループパートナー弁護士
山本 真理
Tel: 312-214-8335
E-mail: mari.regnier@btllaw.com

前田 千尋
Tel: 312-214-2017
E-mail: chihiro.maeda@btllaw.com

新型コロナウイルス (COVID-19) の蔓延によって、今年3月頃から各州がシャットダウンした。事業活動は再開されたが、まだしばらくはリモートワークや出張の差し控えも継続することが見込まれる。このシャットダウンによって、働き方の改革を迫られた企業は多かったのではないだろうか。特に、シャットダウンによってリモートワークが必要になり、それに伴って様々な問題に直面した企業も相当数存在したように思われる。

リモートワークへの移行にあたって日系企業の課題として、日本特有のハンコ文化が挙げられる。多くの日系企業では、契約書や社内の決裁文書等の内容に合意したことを示すため、文書に記名押印することが一般的なプラクティスになっている。そのため一部の企業では、会社としてはリモートワークが推進されているものの、一部の従業員は押印のために出社しなければならないという話も聞く。このようなプラクティスは昨今非効率的なものとして問題視され始めており、例えば経団連会長の中西宏明会長は、今年4月27日、ハンコ文化は「ナンセンス」と批判している^{※1}。菅新政権下ではデジタル庁が発足して国をあげての対策が始まった。このような流れの中で、GMOやメルカリなど一部日本企業では、ハンコの使用を取りやめ、電子署名を活用し始めている^{※2}。

しかしながら、電子署名を活用する企業が一般的になってきているのかと言われれば、そうではない。今年6月9日付日経新聞の記事によれば、電子署名サービスを提供する業者の最大手であるドキュサイン社のCEOダン・スプリングが、「米国でも、サインを伴う業務のうち電子署名の利用は10%程度。西欧で5%、日本は1~2%だろう」と述べ^{※3}、電子署名が一般に普及して

いないことを説明している。また、電子署名が日本において普及していない理由について、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が2020年1月に実施した調査^{※4}では、「社内でシステム導入の手間がかかる」・「社内で導入メリットを説明することが難しい」・「取引先にシステムを導入する手間がかかる」という回答が多く、それぞれ全回答の53.6%、50.3%、50.2%を占めた^{※5}。更に同調査では、「法制度要件がわかりにくい」という回答も相当数存在し、全回答の45.5%を占めている。すなわち、電子署名の普及が進んでいない原因として、技術的な問題やメリットが不明確であるという理由の他に、電子署名に係る法制度がわかりにくいという懸念があるようである。

そこで本稿では、脱ハンコ文化及び電子署名の活用に関心がある日系企業のために、これに関する法制度を簡単に紹介したい。具体的には、「何故ハンコ文化が残っているのか」を法制度の観点から説明した後、日米の電子署名に関する法律を簡単に紹介する。

ハンコ文化の法的背景

一般に押印が必要と思われる文書として契約書や社内の稟議書等が挙げられるが、日本法上、これらの文書の成立に押印をする必要は通常ない。更に言えば、契約の成立や意思決定にあたって書面の作成すら不要である場合が多い^{※6}。それでは何故わざわざ書面を作成して押印するのかというと、後日書面の内容を巡って争いが生じた場合に備え証拠化するためである。

では、後日証拠とするにあたって、何故押印することが有用であるのか。民事訴訟法上、民事裁判において文書を証拠とするには「成立の真正」、すなわちその書面の内容が作成者の意思を正確に表現したものであることを証明する必要がある。しかし

ながら裁判実務上、直接に「その書面の内容が作成者の意思を正確に表現したものであること」を証明することは難しい。したがって、日本法上は、書面に作成者の印影が押印されていた場合、(1)その印影は作成者の意思に基づいて押印されたものと事実推定され、かつ(2)その意志に基づく押印がある場合には文書全体が作成者の意思を表現したものであると法律上推定されることが認められている。すなわち、日本法上は、作成者のハンコが押印されていれば、その文書は作成者の意思に沿った内容を表現しているものとして推定され、相手方の反証がない限り民事裁判上証拠とすることができるのである。以上から、契約書など後々の証拠として残す必要性の高い書類には押印をするというプラクティスが残っていると考えられる。

電子署名利用のための法律

電子署名の利用のための法律として、日本では「電子署名及び認証業務に関する法律」(電子署名法)、アメリカでは「Electronic Signatures in Global and National Commerce Act」(ESIGN Act)という連邦法が制定されている。どちらの法律も、押印または手書の署名によって得られる証拠法上のメリットを、電子署名を利用することで享受できるよう定められたものである。

まず電子署名法では、電子文書(電子契約)に対して、本人だけが行うことができる電子署名が行われていれば、真正に成立したものと推定する旨の規定が置かれている。すなわち、本人だけが行うことができる電子署名を付すことによって、その文書は作成者の意思に沿った内容を表現していると推定すると定められている。この推定は上述の通り押印の場合に認められる推定と同様であり、すなわち同条は、適適な電子署名を行うことに対して、ハンコを押印



することと同様の証明力を与えていると言える。

ここで「電子署名」とは、同法で、電子ファイルに対して行われる措置であり、当該措置を行なった者が作成者であることを示し、かつ当該電子ファイルに改変がないことを確認できるものをいうとされている。この定義はかなり曖昧なものであり、かつ定義の外郭が争われ裁判所が明確な判断を示した事例は未だないと思われるため、何が「電子署名」にあたるかなど^{*7}不明確な面があるのが現状ではある。もっとも、様々な業者が公開鍵暗号方式を用いたデジタルな本人証明手法等が電子署名にあたり整理して電子署名サービスを提供しており、現在電子署名を活用している企業では、このような業者と契約して電子署名サービスを利用しているようである。

次に、ESIGN Actについて紹介したい。アメリカでは、日本と異なり、契約成立のため書面が法律上要求される範囲が広く、したがって署名が必要になる範囲も広い。ESIGN Actでは、電子署名によって締結された電子契約でも(手書きの署名がある契約書と同じく)法律上の書面・署名要件を満たすと規定しており、裁判所で合意成立の証拠として提示することが認められている。また、単に手書きの署名ではなく電子署名がなされたという理由のみで、文書の有効性や強制執行可能性を否定することはできないとされている。以上を簡単にまとめれば、一定の要件を満たした電子署名は、手書きの署名と同じく文書成立に係る法律上の要件を満たし、かつ裁判になった場合同等の証拠力を有するということができよう。

このような効果が認められるためには、ESIGN Act上、(1)実際に署名者に(電子)署名をする意図がなければならぬ、(2)両当事者において、電子上でビジネス(署名)を行うことに同意しなければならない、(3)なされた電子署名がそれを作成したシステムと結びつき、記録化されている必要がある、(4)電子署名は保持・再生可能でなければならないと、いった要件がある。現在、上述のドキュサイン社を含め、様々な業者が独自にこれらの要件を満たすと整理した各々の電子署名サービスを提供している。

終わりに

以上の法制度面の紹介が、御社の電子署名活用の検討の一助となれば幸いである。菅政権はデジタル庁の創設に向けて動いており、河野太郎行政改革担当相はまさに「脱ハンコ」に取り組んでいる。日米間の書類の電子署名の活用にも拍車がかかる時代に備えておくことが重要だ。

※1: www.nikkei.com/article/DGXMZO58536970X20C20A4E8000

※2: www.coindeskjapan.com/59658

※3: www.nikkei.com/article/DGKKZO60126100Y0A600C2TJ1000

※4: www.jpipdec.or.jp/archives/publications/J0005160.pdf

※5: なおこのアンケートでは、回答者は複数の回答が可能である。

※6: もっともこれは原則論であり、事業用定期借地権設定契約等の一定の種類の契約を締結する場合や、株主総会の議事録等を作成する場合には、例外的に書面による必要がある。また、定款で株主総会の議事録に取締役の押印が必要だと定めた場合など、一定の場合にはプラクティス上押印が必要になることにも留意されたい。

※7: なお、本人だけが行うことができる、という要件についても、如何なる要素を満たせば認められるかを明確に示した裁判例はないと思われる。